

Pragma Letter

プラグマレター

最新情報をお届けします

2023年

11月

いつもプラグマレターを読んでいただき、ありがとうございます。
11月のカレンダー、トピックスをご案内いたします。

給与・社会保険

◆2023年10月下旬から11月上旬にかけて、協会けんぽより、被扶養者状況リストが送付されます。

○確認対象：2023年4月1日において18歳以上である被扶養者の方

(協会けんぽからの案内を確認のうえ、リストを作成いただきます。)

○リスト提出期限：2023年12月8日(金)

◆プラグマでは『年末調整業務』をお手伝いしています。

○従業員が提出した年末調整書類のチェック

○源泉徴収票の作成

○各市区町村へ送付する「給与支払報告書」

「総括表」の作成および発送作業など・・・

一連の業務をお受けしておりますので、どうぞご相談ください。

会計・税務

11/10 (金)	10月分の源泉所得税・住民税の特別徴収税額の納付期限
11/15 (水)	所得税の予定納税額の減額申請の期限(第2期分のみ)
11/30 (木)	9月決算法人の確定申告の期限 <法人税・消費税(地方消費税含む)・法人事業税・法人事業所税・法人住民税>
	3月決算法人の中間申告の期限 <法人税・消費税(地方消費税含む)・法人事業税・法人住民税>(半期分)
	所得税の予定納税額の納付の期限(第2期分) 個人事業税の納付期限 第2期分 (東京23区の場合)

助成金申請サポート業務のご案内

助成金についてご不明なことはありませんか？

助成金は国や自治体が施策を進めるため、一定の要件を満たす事業主に支給する資金です。金融機関からの融資とは異なり「返済不要」ですが、申請をしなければ支給はされません。

たとえば

○そもそも自社で利用できる助成金があるのかわからない

○申請手続きに専門的内容があり、何をしたら良いかわからない

プラグマでは助成金の検討から受給まで、お客さまにご安心いただけるようサポートさせていただきます。ぜひ、お気軽にお問合せください。

企業内での人材育成に取り組む事業主の皆さまへ

人材開発支援助成金が利用しやすくなりました

人材育成支援コースとは

職務に関連した知識・技能を習得させるための訓練を計画に沿って実施した場合に、訓練経費や訓練期間中の賃金の一部等を助成します。

人材育成支援コース

人材育成訓練

職務に関連した知識や技能を習得させるためのOFF-JTを10時間以上行った場合に助成

認定実習併用職業訓練

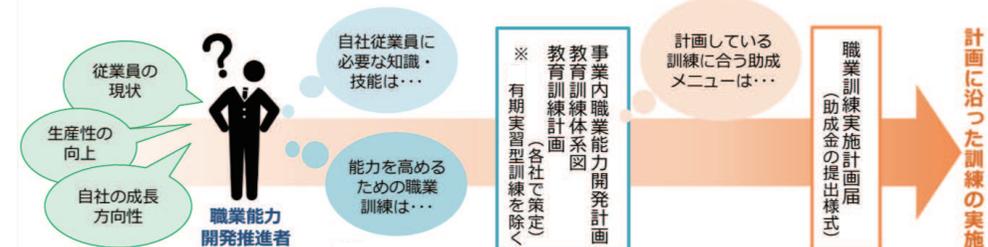
中核人材を育てるために実施するOJTとOFF-JTを組み合わせた訓練を行った場合に助成

有期実習型訓練

有期契約労働者等の正社員への転換を目的として実施するOJTとOFF-JTを組み合わせた訓練を行った場合に助成

【人材育成支援コースの助成率・助成額等】

訓練内容	対象労働者	訓練期間	訓練時間	経費助成率 ()内は大企業	賃金助成 ()内は大企業	OJT実施助成 ()内は大企業
人材育成訓練 (OFF-JT)	正規・非正規	定めなし	10時間以上	正規：45%(30%) 非正規：60% 正社員化：70%		-
認定実習併用 職業訓練 (OJT+OFF-JT)	主に新入社員 (正規・非正規)	6か月以上 2年以下	1年当たりの 時間数で 850時間以上	45%(30%)	760(380)円 /時・人	20(11)万円
有期実習型訓練 (OJT+OFF-JT)	正社員転換を 目指す者 (非正規のみ)	2か月以上	6か月当たりの 時間数で 425時間以上	60% 正社員化：70%		10(9)万円



※訓練開始日から起算して1か月前に計画届を提出する必要があります。

株式会社プラグマ・社会保険労務士法人プラグマ・中井啓之税理士事務所

一人ひとりにファンがいる会社。
常によりそう。共によろこぶ。



pragma
WEB

